

公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事における施工体制等チェックの強化について

〔平成20年3月17日 建情第1383号〕
各支庁長あて建設部長

〔沿革〕 平成21年5月1日建情第158号改正

土木現業所発注工事に係るこのことについては、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について（平成18年3月17日付け建技第682号建設部長通達）により、重点的な監督業務等を強化してきたところであるが、低価格による受注の動向を踏まえ、公共工事のより一層の品質確保及び元請負人と下請負人等の契約関係の適正化のため、施工体制及び安全衛生管理体制チェックの強化を次のとおり試行することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 試行の対象

重点監督対象工事とする。ただし、鋼橋上部など、工場製作を主体とする工事は除外する。

2 施工体制等チェックの強化

(1) 積算内訳説明書の提出

支出負担行為担当者は、落札決定後に、重点監督対象工事となることを落札者に通知するとともに、契約締結時までに、当初契約額に対応した積算内訳説明書を契約担当者に提出するよう求めることとする。

なお、積算内訳説明書については、毎月の重点監督対象工事の報告時に取りまとめ、写しを建設管理局技術管理課に提出することとする。

(2) 建設工事下請状況等調査及び安全パトロールの実施

1の試行対象工事については、提出された積算内訳説明書に基づき施工体制等をチェックするとともに、建設工事下請状況等調査及び安全パトロールを実施することとする。

なお、実施に当たっては、「建設工事下請状況等調査実施要領」（平成19年12月27日付け建情第1064号建設部長通達）及び「全道一斉安全パトロール実施要領」に準じて行うこととする。

3 工事施行成績評定への反映

2の(2)の調査等において、改善指導を行った場合については、成績評定における評定点を減ずることとする。

4 入札手続等の留意事項

入札の公告等において、重点監督対象工事となった場合には契約締結時までに積算内訳説明書の提出を求めること並びに建設工事下請状況等調査及び安全パトロールを実施し、調査内容によっては成績評定における評定点を減ずることがあることについて明らかにすることとする。

5 その他

この試行に関し他に必要な事項は、別に定めるものとする。

●重点監督対象工事における施工体制チェックの強化のイメージ

重点監督対象工事

(監督強化価格(※)未満で落札された工事)

※) 監督強化価格:
直接工事費+共通仮設費+現場管理費の3/4に相当

「施工体制に係る積算内訳説明書」
の提出

その落札額で適
正な施工が確保
できるかを説明
・下請発注予定
・安全経費
・各種保険料
など

安全衛生管理体制
に関する疑義あり

施工体制(下請等)
に関する疑義あり

施工体制チェックを強化

安全パトロールの対象
(労基署に協力を依頼)

下請状況等調査の対象
(工事受渡後に実施)

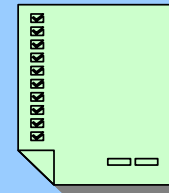
改善指導等を受けた場合

重点監督の実施(H18~)

- ・現場確認頻度の増
- ・施工体制台帳のチェック 等

不備がある場合

工事施行成績評定に反映



※完成時の評定から遡って
減点する場合もあり